

■申告に必要な持ち物チェックリスト

- 必要書類が不足している場合、申告受付が出来ません。
- 収支内訳書の作成（収入・経費の計算）、医療費の計算などが済んでいない場合も、原則、受付が出来ません。
- ※上記のような場合には、受付順が前後する場合があります。ご了承下さい。
- チェックリストを参考に忘れ物がないように申告会場にお越しください。

| | ケース | 必要書類 | 備考 | チェック |
|----|---|---|--|--------------------------|
| 1 | 全員が必要なもの | 本人確認書類 | マイナンバーカード、運転免許証など | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 所得税の還付が発生する人 | 還付金の振込口座が確認できるもの | 申告者本人の口座情報が必要です | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 給与所得・公的年金所得がある人 | 源泉徴収票 | 源泉徴収票は原本が必要です | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 農業所得・事業所得・不動産所得がある人 | 収支内訳書・領収書など | 収支内訳書の作成がなければ受付できません。事前に収入、経費を計算し、収支内訳書を作成してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 一時所得がある人 (保険金の満期受取、町からの給付金や補助金の受給) | 支払証明書などの一時所得金額が確認できるもの | 一時所得とされる所得の合計額が年間50万円を越えなければ確定申告は不要です。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 医療費控除を受ける場合 ①医療費控除 ②セルフメディケーション ※どちらかを選択 | ①②共通 医療費控除の明細書、保険などで補填される金額の明細書 ① 医療費の領収書、医療費通知 ② セルフメディケーションの領収書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類 | 医療費控除の明細書の作成がなければ受付できません。事前に領収書を個人ごと、病院ごとに金額を計算し、医療費控除の明細書を作成してください。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 社会保険料控除を受ける場合 | 国民年金、国民健康保険税などの払込証明書など | 納付された本人は控除として使用できます。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 生命保険料控除を受ける場合 | 保険料の払込証明書 | 払込証明書をご持参ください。確認のために必要です。 ※「確定申告用」などの記載があります。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 地震保険料控除を受ける場合 | | | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 寄付控除（ふるさと納税など）を受ける場合 | 寄付金受領証明書など | 申告をされる方は、ワンストップ特例が適用されません。申告時に必要書類をご持参ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 住宅借入金等特別税額控除を受ける場合 | 売買契約書の写しなど ※この他、多数の書類が必要 | 事前に一度ご相談ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 利用者識別番号 ※交付を受けた人のみ | 通知書など | 利用者識別番号がわかるもの | <input type="checkbox"/> |

※本表は一部の例です。申告内容によっては、他に必要となる書類がある場合があります。

※収支内訳書(一般用、農業所得用、不動産所得用)、医療費控除の明細書【内訳書】などの書類については、国税庁のホームページからダウンロードするか、和水町役場(本庁税務課、支所地域振興課)にて受け取ることが出来ます。